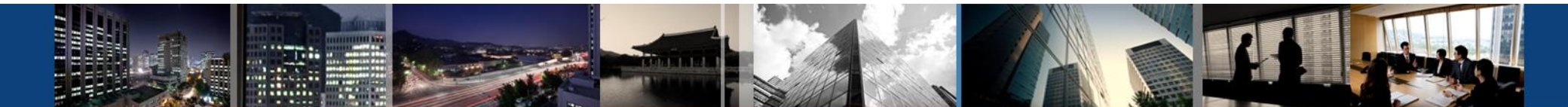


韓国における不正競争防止法の概要 およびトレードドレスの保護



2018年 7月

金・張法律事務所 弁護士 金元



CONTENTS

- 1 韓国不正競争防止法の概要
- 2 不正競争防止法一般条項の紹介
- 3 トレードドレスの概念および保護範囲
- 4 トレードドレス関連規定の導入前の不正競争防止法上の関連事例
- 5 不正競争防止法以外の知的財産権法上のトレードドレス保護



1

韓国不正競争防止法の概要

[1] 韓国の不正競争防止法の概要

不正競争行為の防止

- 混同招来行為、誤認誘発行為、著名商標希釈行為、商品形態模倣行為等を禁止
- 2014年1月31日から、不正競争防止法第2条第1号**又目の導入により、定形化されていない不正競争行為に対しても規律領域を拡大**させている。
- 2018年7月18日から、**トレードドレス関連別途の規定**が施行

営業秘密の保護

- 不正取得行為、不正公開行為、不正取得者又は不正公開者からの悪意の取得行為等を禁止
- 2015年の不正競争防止法改正により**秘密管理性の要件が「合理的努力」に緩和**された。
- 2017年1月に国会に提出された不正競争防止法一部改正案では「合理的努力」も要さないとする**ことが提案されている。**

[2] 不正競争防止関連規定

商品および営業出所誤認混同禁止条項(イおよびロ目)

- 国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他の他人の商品/営業であることを表示した標識と同一若しくは類似のものを使用して、他人の商品/営業上の施設又は活動と混同を生じさせる行為

希釈化防止条項(ハ目)

- イ目又はロ目の混同を生じさせる行為のほか、国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他の他人の商品若しくは営業であることを表示した標識と同一若しくは類似のものを使用した商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出して、他人の標識の識別力又は名声を害する行為

一般条項(ヌ目)

- その他他人の相当な投資又は労力により作成された成果等を公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

[4] キシリトール事件-商品出所誤認混同行為

認定

ソウル西部地方法院2003カ合2068



VS



- 債権者商品標識はSecondary Meaningを取得
- 緑色のパターンを基本として使用し、中央に白色の帯が横に配されている点、その白色の帯の幅がほぼ一致する点、および中央にXYLITOLと記載されている点で、両包装は類似し不正競争防止法第2条イ目に該当

[5] エルメス事件(一般条項)

認定

ソウル高等法院2015ナ2012671

不認定

ソウル高等法院2016ナ2035091

侵害者Aの製品



Hermes製品

VS



VS



侵害者Bの製品



ブランドバッグを写真撮影した後、ポリエステル素材にプリントしてハンドバッグを製造販売



エルメスバッグは「成果」に当たるが一般条項を適用すべき「特別な事情」が認められない

[6] MCM事件(一般条項)

ソウル中央地方法院 2014ガ合529797(二審 強制調停確定)



- 原告の相当な投資と労力により作成された成果を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用したものとみるのが相当で、一般需要者の誤認・混同可能性、原告標章の名声の損傷などの事情を総合してみると、原告の経済的利益が侵害されたとみるのが相当である



2

不正競争防止法一般条項の紹介

[1] 一般条項導入以前の議論及び事例

- 不正競争防止法Ⅱ目が導入される以前にも、**他人の成果物を無断で利用して不当に利益を得、競争者の法律上保護する価値のある利益を侵害する行為**に対して民法上の不法行為を認めた事例が登場
- 不法行為に対しては原則として損害賠償請求のみ可能で、差止請求までは認められないというのが実務と学界の一般的な認識であったが、営業利益侵害行為に対して差止請求を認めた事例が登場

[2] 一般条項導入以前の事例

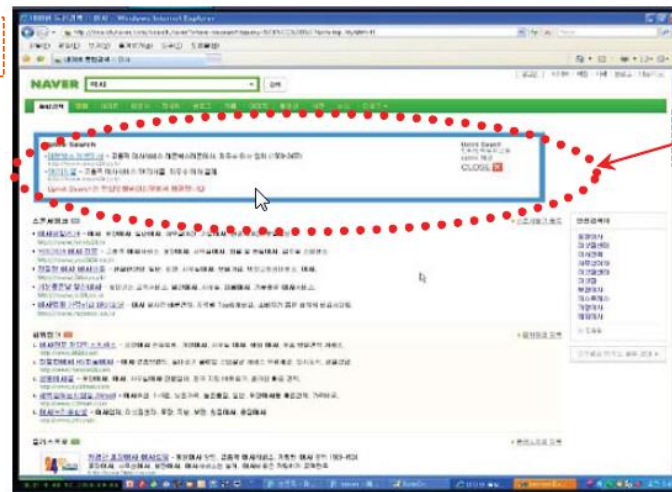
ポータルサイトのバナー広告の事例(大法院2010年8月25日付2008マ1541決定)

- 広告業者が、特定のプログラムをインストールしたインターネットユーザーがネイバーのサイトにアクセスすると、その画面にネイバーの広告の代わりに同じ大きさのバナー広告が表示されるようにしたり、画面の余白にバナー広告が表示されるようにする等の方法により広告を代替あるいは挿入した事件



代替広告

余白広告



キーワード挿入広告

[2] 一般条項導入以前の事例

ポータルサイトのバナー広告の事例(大法院2010年8月25日付2008マ1541決定)

- ネイバーは、長期にわたる相当な労力と投資によって韓国最大のインターネット・ポータルサイトを構築し、訪問者にバナー広告を露出させたり、優先順位検索結果導出サービスを提供する方法等により広告営業をしている。このような広告営業利益は法律上保護価値のある利益に該当する。
- しかし、被申請人(広告業者)の広告方式は、インターネットユーザーがネイバーが提供するサービスを利用するためにネイバーにアクセスしたときに現れるものである。これは、**ネイバーが持つ信用と顧客吸引力を無断で利用する不正な競争行為**であり、**民法上の不法行為**に該当する。



**ネイバーは、上記広告業者に対し、上記プログラムを利用した
広告行為の差止又は予防を請求できると判断**

Cf. 日本の木目化粧紙事件

東京高等裁判所1991年12月17日言渡し平2(ネ)2733号判決

- 家具の表面に張る紙(木目化粧紙)の模様を模倣した事件で、該化粧紙は**美術著作物としては認められないが**、被告の行為は原告の法的保護価値がある営業活動状況の利益を侵害する**不法行為とみる**
- 裁判所は被告製品が微妙な色の違いを除けば原告製品と模様が寸分違わないデッドコピーと判断し、被告に14,543,200円の賠償を命じた

別紙一 原告の図柄 (本件図柄甲)



別紙二 被告の図柄 (本件図柄乙)



[3] 一般条項の導入

2014年1月31日から施行

- 「その他に**他人の相当な投資や労力により作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用**することによって**他人の経済的利益を侵害する行為**」

立法の趣旨

- 改正前の不競法(イ)ないし(リ)は「**限定列挙主義方式**」を取っていたため、新しい、多様な類型の不正競争行為を規制できないという限界があった
- 大法院判例で民法上の不法行為に該当するとみた一般的な不正競争行為を不正競争行為の一類型として追加し、「**法律上保護する価値のある利益**」に対する保護の空白をなくすための目的で新設

[3] 一般条項の導入

不正競争防止法第2条第1号又目の不正競争行為の要件

- その他に**他人の相当な投資や労力により作られた成果**等を
- 公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により**自身の営業のために無断で使用**することによって
- **他人の経済的利益を侵害**する行為



「他人」は当該行為の差止、損害賠償、信用の回復等を請求することができる

[4] 一般条項事例: エルメス事件(1)

当事者

原告

HERMES INTERNATIONAL、
エルメスコリア

被告

株式会社ソウユナイテッド

事実関係

- 原告エルメスは、ハンドバッグ、衣類、靴、香水、時計、食器等を生産、販売
- 原告エルメスコリアは、原告エルメスの製品を国内独占販売
- 原告エルメスは、1984年頃にイギリスの女優ジェーン・バーキンのために製作した**バーキンバッグ**と、1956年頃にモナコ王妃となった女優グレース・ケリーが妊娠した体を隠した写真が雑誌の表紙となったことで広く知られた**ケリーバッグ**を生産、販売
- 被告は、原告の**バーキンバッグとケリーバッグの形状をそのまま撮影してこれをポリエステル素材の布にプリントしたハンドバッグ製品**をデパート、免税店、インターネットショッピングモール等に販売

* ソウル高等法院2015ナ2012671判決

[4] 一般条項事例: エルメス事件(1)

原告製品



被告製品



[4] 一般条項事例: エルメス事件(1)



不正競争行為



- 侵害製品の製造、販売、譲渡、展示、輸出入の禁止
- 侵害製品の廃棄
- 1億5千万ウォンの損害賠償

[4] 一般条項事例: エルメス事件(1)



不正競争行為の認定根拠

- **原告製品の商品形態は原告の相当な投資や労力により作られた成果物に該当**
 - 全世界及び国内で数多くの直営店とその他販売網を通じて販売活動
 - 国内の様々なファッション雑誌を通じた広告活動
 - 本件商品形態が長期間継続的、独占的、排他的に使用され、持続的な宣伝広告活動等を通じてその差別的特徴が著しく個別化され、出処表示機能を持つ程度に至っている。
- **被告は原告製品又は原告エルメスの名声、イメージ等が持つ顧客吸引力等に乗じる意図で被告実施製品を生産、販売したとみるのが相当**
 - 被告製品は原告製品をそのまま撮影してこれをプリントした製品 → 遠くから肉眼で見た場合、原告製品と容易に区分がつかない。
 - 被告製品が比較的高価で売れるのは、第三者に被告製品を原告製品と勘違いさせる要素が寄与したところが相当にある。被告もまた、このような点に着目して被告製品を製作したものとみられる。

[5] 一般条項事例: エルメス事件(2) – バッグの形態

当事者

原告

HERMES INTERNATIONAL、
エルメスコリア

被告

個人A、個人B

事実関係

- 原告エルメスは、1984年頃にイギリスの女優ジェーン・バーキンのために製作した**バーキンバッグ**と、1956年頃にモナコの王妃となった女優グレース・ケリーが妊娠した体を隠した写真が雑誌の表紙となったことで広く知られた**ケリーバッグ**を生産、販売
- 被告は、原告の**バーキンバッグとケリーバッグの形状を借用して、ハンドバッグの素材に光沢のある安価な人工皮革と輝く素材のスパンコールを使用し、その表面に大きな目をデザイン・印刷して販売**

[5] 一般条項事例: エルメス事件(2) – バッグの形態

原告製品

1)ケリーバッグ



2)バーキンバッグ



被告製品



[5] 一般条項事例: エルメス事件(2) – バッグの形態



不正競争行為



- 原告製品が「相当な投資や労力」により作られた成果には該当する。
- しかし、被告製品は目玉の図案を製品前面の大部分に大きく貼り付けて創作的要素を加味しており、素材が全く異なるため全体的な審美感において原告製品と違いがあり、価格、販売場所・方法、主な顧客層が明確に異なるため原告製品との誤認・混同の可能性が認められない。



3

トレードドレスの概念および保護範囲

トレードドレス(TRADE DRESS)とは?

- トレードドレス(trade dress)とは商行為と関連した商品やサービスなどの全体的外観や印象、イメージなどが識別力を有するため商品やサービスの出所表示として機能することを意味する(特許法院2017年9月1日言渡し2017ナ1568判決)
- 商品やサービスの出所を表示する文字や記号または図形等とは異なり、商品やサービスの包装、色彩の組み合わせそして図案を含む「商品やサービスの全体的なイメージ」が含まれ、**営業所の形態と外観、内部デザイン、装飾、表示板、スタッフのユニフォームなど「営業の総合的なイメージ」も含まれることができる**として店舗デザインなどが保護対象になり得ると判示(ソウル中央地方法院2014年11月27日言渡し2014ガ合524716判決)

トレードドレスとして保護されるための要件

- ① 本質的に識別力があるか(inherently distinctive)、二次的意味(secondary meaning,使用による識別力)を獲得することによって識別力があること
 - ② 非機能的(non-functional)であること
 - ③ トレードドレスによって侵害者の商品出所に関して消費者に混同可能性(likelihood of confusion)を生じさせること(2014ガ合524716)
- トレードドレスを独自に保護する規定は存在しなかったときは、一定の要件下で不正競争防止法第2条第1号イ、ロ(出所混同防止)、ハ(希釈化防止)、ヌ(一般条項)目をはじめとし、商標法、意匠法、著作権法などの個別規定によって保護

トレードドレス(TRADE DRESS)関連規定の導入

営業出所誤認混同禁止条項(四目)

- 国内に広く認識されている他人の氏名、商号、標章、その他に他人の営業であることを表す標識(商品販売・サービス提供方法または、看板・外観・室内装飾など営業提供場所の全体的な外観を含む)と同一、又は類似のものを使用し他人の営業上の施設または、活動と混同させる行為

希釈化防止条項(八目)

- イ目又はロ目の混同を生じさせる行為のほか、国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他の他人の商品若しくは営業であることを表示した標識(他人の営業であることを表示する表紙に関しては商品販売・サービス提供方法または、看板・外観・室内装飾などの営業提供場所の全体的な外観を含む)と同一若しくは類似のものを使用したり、このようなものを使用した商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出して、他人の標識の識別力又は名声を害する行為



4

トレードドレス関連規定の導入前の 不正競争防止法上の関連事例

(1) ソフツリー事件

当事者

原告

ソフツリー

被告

エムコスタ

事実関係

- 原告は巣蜜アイスクリーム(自然の状態の巣蜜をそのまま切り取りソフトクリームの上にトッピングしたもの)を販売
- 原告が運営する多数の「ソフツリー」店舗はいずれも共通するデザインからなる①看板、②メニュー、③乳牛ロゴ、④コーンリング、⑤アイスクリームコーンの陳列形態、⑥巣蜜の陳列形態を使用
- 被告はこれと類似のインテリアの「ミルクカウ」という名前のデザート店舗を直営または加盟店形態で運営し、巣蜜アイスクリームを販売
- 原告は外部看板、メニュー、内部インテリアなどに対しては又目不正競争行為を主張

* ソウル高等法院2014ナ2052436判決(上告棄却で確定)

(1) ソフトリー事件

外部看板



(1) ソフツリー事件

メニュー

原告	被告
<div data-bbox="812 539 1135 916"> <p>CORNO</p> <p>Original CORNO w 3,80</p> <p>Honey Chips w 5,30</p> <p>Chocolate w 4,30</p> <p>Custard w 4,30</p> </div> <div data-bbox="812 931 1135 1125"> <p>BITE SIZE CONES</p> <p>Original Cone w 0,90</p> <p>Berry Chocoball Cone (Grape/Blueberry/Cherry) w 1,10</p> </div> <div data-bbox="1156 539 1487 916"> <p>CONES</p> <p>w 3,50 Original cone</p> <p>w 4,80 Wow! Honey Chips</p> <p>w 4,30 Guérande Sel</p> <p>w 4,30 It's magic Lamp</p> <p>w 4,10 Sweet coco</p> <p>w 4,10 Spicy coco</p> </div> <div data-bbox="1156 931 1487 1125"> <p>FRESH JUICE w 5,30</p> <p>Broccoli Juice</p> <p>Orange Juice</p> </div>	<div data-bbox="1620 396 1922 1245"> <p>Assorted flavours</p> <p>Soft cones & cups</p> <p>Milky way 3.5</p> <p>Milky Cube 4.8</p> <p>Black pearl 4.5</p> <p>Milky peace 4.5</p> <p>Soft cups</p> <p>Milky Honey 4.3</p> <p>Snow Drop 4.8</p> <p>Green light 4.5</p> <p>Macao's Dream 4.8</p> <p>Yuzu Yuzu 4.5</p> <p>Cookie & cream 4.5</p> <p>Golden Angel 4.5</p> <p>Sweet Red bean 4.5</p> <p>Side menu</p> <p>Honey cube topping 1.3</p> <p>Sweet dream topping 0.5</p> <p>Cocoball topping 0.8</p> <p>Homemade chocolate 2.0</p> <p>Organic cotton candy 5.5</p> <p>Homemade macaron 2.1</p> <p>Mini Mini 1.1</p> </div>

(1) ソフトリー事件

コーンリング
乳牛ロゴ

原告

被告

원고	피고
 <p>The plaintiff's logo is a yellow circle with 'SOFTREE' at the top, two cow illustrations, and 'ORGANIC MILK + SOFTV ICE-CREAM' at the bottom. Next to it is a photograph of a soft-serve ice cream cone with a yellow base.</p>	 <p>The defendant's logo is a black and white circle with a cow illustration, 'MILKOOON', and 'SOFTSERVE ICECREAM'. Next to it is a photograph of a soft-serve ice cream cone with a white base and chocolate drizzle.</p>
 <p>A cartoon illustration of a cow's head and upper body, looking forward.</p>	 <p>A cartoon illustration of a cow holding a glass, with a large 'P' logo next to it.</p>

(1) ソフツリー事件

陳列形態

原告



被告



(1) ソフツリー事件

陳列棚の配置



棚の位置、形態 食品専用保管箱



装飾的性格より機能的性格が強い

(1) ソフツリー事件

一審法院の判断 ▶ 店舗デザインの又目不正競争行為認定(控訴されず確定)

- 原告店舗外観をなす個別要素は知的財産権関連法律によって保護を受けられないとしても、**各個別要素が全体または結合した場合トレードドレスと評価されることができ**、これは特別な事情がない限り又目で規定している「**当該事業者の相当な労力および投資によって構築された成果物**」に該当
- 6種類の原告の店舗構成要素が、原告の主力商品が牛乳風味が強いソフトクリームに巣蜜を組み合わせたものであることを伝えると同時に、原告店舗のみの独特の雰囲気を形成する要素とみて、当該6種類の構成要素全体として原告店舗のトレードドレスを形成する

(2)あんパン事件

当事者

原告

ソロウフードコア, 個人C

被告

個人D, 個人E

事実関係

- 原告はソウル駅などで「ソウル恋人あんパン」という商号であんパン店を運営
- 原告店舗はいずれも共通するデザインからなる①標章、②看板、③売り場の配置およびデザインを使用
- 原告会社に製パン技能士として勤務したあと退社した被告1は被告2とともに地下鉄の駅構内で「ヌイエあんパン」という商号であんパン店を運営
- 被告1は被告2との共同経営関係を清算し、「ヌイエあんパン」に商号を変更して営業
- 原告は又目不正競争行為を理由として不正競争行為禁止および損害賠償を請求

* ソウル高等法院第4民事部2016年5月12日言渡し2015ナ2044777判決
(確定-大法院審理不続行棄却)

(2)あんパン事件

原告店舗

서울戀人 단팥빵

서울戀人 단팥빵



被告店舗

누이에 단팥빵

누이 단팥빵

누이에 단팥빵

누이 단팥빵



(2)あんパン事件

法院の判断 ▶ 又目不正競争行為認定

- ① 原告店舗の特徴のうち標章、看板、売り場の配置およびデザインは全体的に落ち着いてすっきりとしていながらも高級感のある独特な店舗雰囲気演出し、
 - ② 高級あんパンを原告の主力商品としていることを消費者に伝え、
 - ③ 製造過程を顧客に全面公開する開放型の売り場配置を採択し新鮮で健康なあんパンのイメージを強調する等の方法でそれ全体として原告店舗のみの独特の雰囲気を形成したという点以外にも、
 - ④ 1号店をオープンしてから5カ月で一日平均7,000個以上の製品を販売する実績を達成し、インターネット新聞、ブログなどにも広く紹介されたという点などをみると、
- 原告店舗の特徴要素は全体としてその識別力を獲得したといえ、これを模倣する場合全体的に消費者をして混同を生じさせるとみるのが相当であるため、店舗のトレードドレスを形成する

(2)あんパン事件

法院の判断 ▶ 又目不正競争行為認定、個別要素に対する差止請求不認定

- 被告店舗の標章などがその形状や配置形態などにおいて原告店舗の標章、看板などと類似し、被告1が原告会社を退社後4カ月が経った時点で被告2と営業を開始した点、被告がインテリア業者に原告店舗のうち一か所の写真を無断撮影させた事実がある点、立地条件が地下鉄の駅構内という同じ特色があり、全体的な店舗のコンセプトが類似する点、原告店舗と被告店舗を誤認する需要者も存在する点などを総合して考慮すれば、被告の行為は原告が成し遂げた成果を無断で使用する行為に該当する
- 原告は被告店舗の構成要素それぞれに対して今後の使用差止めを求めたが、本件で被告店舗の構成要素を一括りにして同種営業であるあんパンの製造・販売業での使用差止めを求めることは別論としても、被告に対し被告店舗を構成する個別要素それぞれに対して今後その使用差止めを求めることは認められない

(3)アストンマーティン事件

当事者


原告

アストンマーティンラゴンドリミテッド

被告

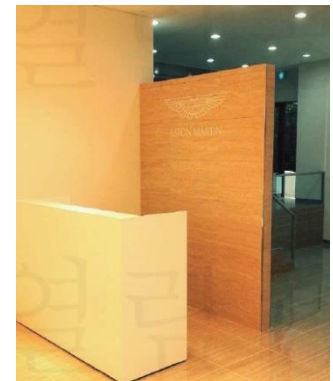
アストンマーティンソウル株式会社

事実関係

- 原告はASTON MARTINおよび「」に関する商標権者として、英国の高級自動車会社
- 被告は輸入自動車の輸出入業を目的とする会社で、自動車の展示・販売業を営為。被告は店舗外部看板、外壁、ガラスドア、垂れ幕、名刺、ツイッター、インスタグラム等にASTON MARTINを使用
- 原告は商号/標章使用差止め(商標法)、写真使用差止め(著作権法)、店舗内部/外部形態使用差止め(不競法又目)、商号登記の抹消(商標法)を請求

(3)アストンマーティン事件

被告使用標章および店舗



(3)アストンマーティン事件

法院の判断 ▶ 又目不正競争行為不認定

- 原告が店舗の構造・外観などのデザインに関して一定の基準を設定し、原告店舗の対内的/対外的デザインが一部統一された態様を示す事実は認められるものの、上記の各証拠だけでは上のような原告店舗のデザインが不正競争防止法第2条第1号又目の要件である「相当な投資および労力により作成された成果」に該当すると認めるには不足、その他にこれを認める証拠もない

(4)モモコ事件

当事者


原告

個人F, 個人G

被告

個人H

事実関係

- 原告個人Fは「MoMoko(モモコ)」という商号でフュージョン日本料理店(原告飲食店)を開業し、原告個人Gは原告飲食店を譲り受けて運営
- 被告は原告飲食店で料理長として勤務し退職したあと、同じ商号で被告飲食店を直接または加盟店形態で運営
- 被告はサービスマーク()の登録を受け、「www.모모코.net」ドメインを登録・運営
- 原告個人Fは民法上の不法行為、原告個人Gは口目、商法上の不正目的の商号使用、チ目、インターネット住所資源法上の不正目的のドメイン登録、ヌ目、民法上の不法行為を請求

(4)モモコ事件

原告店舗



被告店舗



(4)モモコ事件

法院の判断 ▶ 又目不正競争行為不認定

- 原告の主張のとおり被告飲食店の商号が原告飲食店の商号と同一で、原告飲食店の看板と内部インテリアに用いられた文字図案と猫の絵が被告飲食店の看板と内部インテリアおよび本件商標に使われたとしても、原告飲食店の商号および看板と内部インテリアに使われた文字図案と猫の絵は**原告の相当な投資または労力により作成された成果物に該当するとは見がたい**
- 原告が提出した証拠だけでは被告が商号、看板および内部インテリアの一部の他にもメニュー構成、価格、店舗の構造および全体的な雰囲気、具体的な営業形態などまで原告飲食店をそのまま模倣するなど**公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で被告飲食店を運営したと認めるには足らず**、その他にこれを認める証拠もない

(5) テイスティンググループ事件

当事者

債権者

ビアンアソシエイツ, ガレリアテイスティ
ングループ等

債務者

株式会社ナイン, 株式会社ファンソル村
サム店

事実関係

- 個人I、個人Jは2009年4月頃テイスティンググループという商号の飲食店をオープンした後、2010年9月17日に債権者ビアンアソシエイツを設立し、その後残りの原告を設立
- 債務者は2015年2月頃から光州で「マイナイン」という商号で飲食店を運営中
- 債務者が債権者の店舗の調理師を採用して債権者のレシピを無断で模倣し本件料理を製造/販売
- 債権者は又目不正競争行為を理由に料理販売差止仮処分を申立

* 光州地方法院2015カ合50128決定(確定)

(5) テイスティンググループ事件

債権者製品



債務者製品



(5) テイスティングルーム事件

法院の判断 ▶ 又目不正競争行為不認定

- 本件記録および審問全体の趣旨を総合すれば、**債権者の料理が債権者の相当な投資または労力により作成された成果とみる余地があり**、債務者が債権者の店舗で調理師として勤務した人材を採用した事実、債務者が債権者の料理と類似の債務者の料理を製造して販売した事実は疎明される
- しかし①債権者の「テイスティングルーム」店舗等と債務者の「マイナイン」店舗はそれぞれ**ソウルと光州に位置しているためその距離がかなり離れており**、債権者の料理および債務者の料理を各自自身の店舗以外では販売しておらず、顧客層が重ならない等、**債権者と債務者の営業的利益が相反する可能性があるともみられない点**、②たとえば債務者が債務者の料理を販売する過程で飲食品の質の低下など営業上の問題が発生するとしても、債権者の営業上の信用や名誉が毀損されるとは予想されない点、③債権者が提出した資料だけでは債権者が上記レシピを営業秘密として維持・管理していたとみるだけの事情が十分に疎明されない点などを総合すれば、債務者が債務者の料理を製造・販売する行為が**債権者の経済的利益を侵害したり債権者の営業上の利益を侵害するおそれがあるともみるには足りない**



5

不正競争防止法以外の知的財産権法上の トレードドレス保護

(1)商標法-保護要件

識別力および非機能性要件を充足時、商標として保護可能

立体商標：



登録番号:45-5058
指定商品:第39類 燃料オイル石油ガス
潤滑油の配給および供給業等



登録番号:41-188813
指定商品:第39類 乗客運送業など

(1)商標法-バイアグラ事件

立体商標登録有効

大法院2013タ84568判決

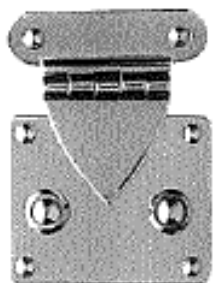


- 登録商標と被告製品には共通する部分があるが、該当製品は大部分病院で医師の処方に基づき薬剤師によって投薬されている専門医薬品であり、被告製品はそれぞれその包装に記載された名称と文字商標および商号などによって登録商標と区別され得るので、需要者に誤認・混同を生じさせるおそれがないため同一・類似でない。商標権侵害不認定

(1)商標法-ルイヴィトン事件

認定

ソウル中央地方法院2004ガ合72056



登録商標

VS



実際製品=模倣品

- 登録商標の特徴的な部分は下段のハート形の曲線および円形の突出部分であるため、被告製品の開閉装置と類似。商標権侵害に該当

(1)商標法-ダイソー事件

認定

大法院2014타216522判決



VS



ダイソー, サービスマーク権者

ダサソ, 侵害者

- ソウル高等法院は原告と被告が取扱う主要営業物品と顧客層が互いに重なり、被告の**店舗の雰囲気や製品の配列方式**も原告の店舗と極めて類似するという点も考慮してサービスマーク侵害を認め、大法院はこれを支持

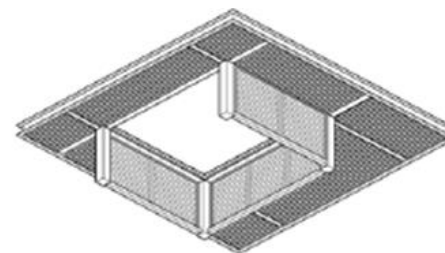
(2)意匠法-保護要件

ロカルノ分類第32類(Get-up[arrangement of the interior of a room]) に対するデザイン登録不可能

デザイン保護法上の 登録事例



- デザインの名称：マンション入口用門柱
- 登録番号：30-0550609



- デザインの名称：マンション屋上等構造物
- 登録番号：30-0471001

登録無効事例



- デザインの名称：汗蒸幕
- 特許法院「現場施工を通じて建築される不動産で有体動産ではない」(特許法院2007ホ5260判決)

(2) 意匠法-ペペロ事件

認定

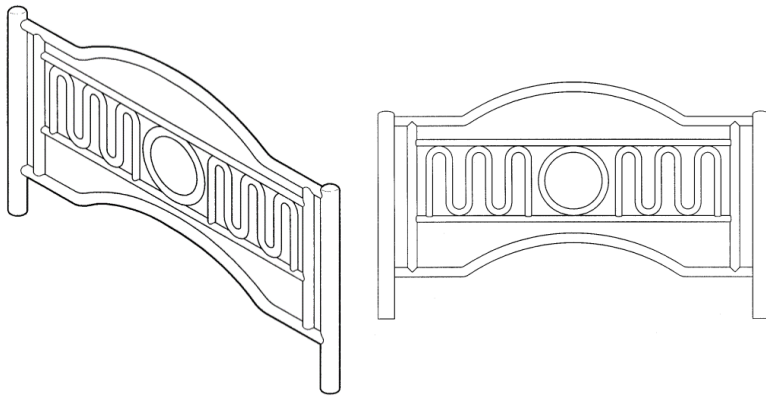
ソウル中央地方法院2014ガ合581498



- デザインの新規性および創作性認定
- 登録デザイン権侵害認定
 - +デッドコピー認定
 - +不競法一般条項認定

(2)意匠法-道路用欄干事例

特許法院2011ホ7157判決[権利範囲確認(デ)]



登録デザイン

VS



確認対象デザイン

- 特許法院「本件登録デザインと確認対象デザインは欄干の形態など細部的な点においては互いに異なるものの、その支配的特徴が類似して全体的に感じられる審美感が類似するといえる」

(3) 著作権法-保護要件

インテリアデザイン(店舗デザイン)の保護可能性

- 判例はインテリアデザインが応用美術著作物に該当するなら保護可能と判示(2006ガ合14405判決)
- 応用美術著作物とは、物品に同一の形状で複製され得る美術の著作物であって、その利用された物品と区分されて独自性を認めることができるものをいい、デザイン等を含む(著作権法第2条第15号)

保護要件

- 応用美術著作物として著作権法の保護を受けるためには、「創作性」以外に、産業的目的への利用のための「複製可能性」と当該物品の実用的・機能的要素からの「分離可能性」という要件を満たさなければならない(大法院2003ド7572判決参照)。

(3)著作権法-寿司店事件

建築/インテリアデザインの著作権関連判断事例

- ソウル中央地方法院2006ガ合14405判決(著作権侵害差止)
 - ✓ 店舗の室内外デザインは応用美術著作物に該当。機能的要素以外の要素を備えて全体的な外観に創造性が認められる場合は保護対象になる
 - ✓ 以下の事案ではレンガ柄の壁紙および木材柄の壁紙の模様、ブラインドが木材柄からなる点等は一般的に用いられる表現方式に過ぎず創造性不認定



(3)著作権法-灯台図案事件

建築/インテリアデザインの著作権と関連する判断事例

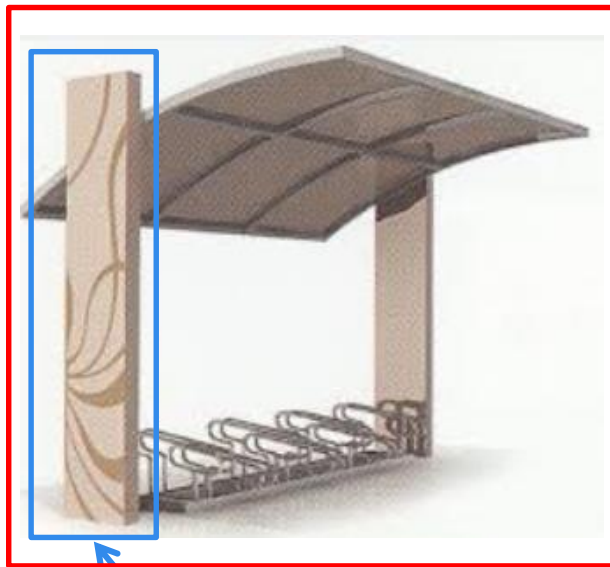
- ソウル中央地方法院2007ガ合77724判決(著作権侵害)
 - ✓ 法院「原告の灯台図案は著作権法第4条5号により定められた設計図書に該当するとは見がたく、図形著作物や美術著作物に該当するとみるのが相当である」



(3) 著作権法-自転車保管台事例

応用美術著作物の保護要件

- 産業的目的での利用のための「複製可能性」
- 当該物品の実用的・機能的要素からの「分離可能性」



✓ 柱に存在する模様

✓ 自転車保管台の全体的形態

VS

応用美術著作物の侵害要件

- 実質的類似性
- 依拠性



法院、著作権侵害認定
(ソウル中央地方法院2013年9月27日言渡し2013ガ合27850判決)

ご清聴ありがとうございました